

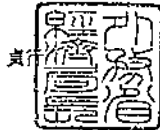
外務省外経経二第11号

証証第 743号

平成2年4月23日

覚 書

外務省経済局長 林 眞行



大蔵省証券局長 角谷 正徳



外務省と大蔵省は、第118回特別国会に提出予定の証券取引法の一部を改正する法律案（以下「本法案」という。）の閣議決定に当たり、本法案第184条の2の運用に関し、下記のとおり了解する。

記

1. 外国の要請に基づく同条の協力に当たっては、外務大臣は当該外国の外交機関を通じて当該外国が我が国の行う同種の要請に応ずる旨の保証をとりつける。

2. 同条第3項の両大臣間の協議に関し次のとおり了解する。

(1) 外国証券当局からの要請に応ずることが本邦にある者に対し重大な不利益を及ぼす当該外国証券法令に基づく行政処分（高額な課徴金等刑事罰と同等の効果を有するもの、本邦にある者に対して直接行われる文書提出命令等我が国が許容することのできない行政処分）をもたらすおそれがある場合には、大蔵大臣は事前に外務大臣に個別に協議を行い協議が整うまで当該要請には応じない。

(2) 上記(1)以外の場合については、両大臣間の協議は予め整っているものとみなされる。